

Ⅱ 納税の猶予

1 災害等により納付困難となった場合の納税の猶予の要件

次の①から④までに掲げる要件の全てに該当する場合は、納税の猶予を受けることができます。

- ① 次に掲げるもののいずれかに該当する事実（納税者の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じた事実に限ります。以下「猶予該当事実」といいます。）があること
イ 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと(* 1)
ロ 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
ハ 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
ニ 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと(* 2)
ホ 納税者に上記イからニまでに類する事実があったこと(* 3)
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき国税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 「納税の猶予申請書」が所轄の税務署に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること(* 4)

- * 1 国税の納期限前に災害等により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の猶予があります。詳しくは、所轄の税務署（管理運営担当）にお尋ねください。
- * 2 「事業につき著しい損失を受けた」とは、納税の猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の1年間（以下「調査期間」といいます。）の損益計算において、その直前1年間（以下「基準期間」といいます。）の利益の額の2分の1を超えて損失が生じていること（基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失の金額が基準期間の損失の金額を超えていること）をいいます。
- * 3 「上記イからニまでに類する事実」のうち、ニ（納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと）に類するものとは、売上の著しい減少又は経費の著しい増加によって損失が生じていることをいいます。
- * 4 担保についての取扱いは、換価の猶予の申請の場合（⇒3ページの* 3）と同様です。

2 本来の期限から1年以上経過した後納付すべき国税が確定した場合の納税の猶予の要件

次の①から④までに掲げる要件の全てに該当する場合は、納税の猶予を受けることができます。

- ① 法定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した国税(* 1)などがあること
- ② 納税者が①の国税を一時に納付することができない理由があると認められること
- ③ やむを得ない理由があると認められる場合を除き、納税者から①の国税の納期限(* 2)までに「納税の猶予申請書」が所轄の税務署に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること(* 3)

- * 1 例えば、法定申告期限から1年を経過した日以後に修正申告書を提出した場合に、その修正申告書の提出によって納付すべきこととなる国税が該当します。
- * 2 例えば、修正申告書を提出する場合には、その提出した日が納期限となりますので、同日までに納税の猶予申請書を提出する必要があります。
- * 3 担保についての取扱いは、換価の猶予の申請の場合（⇒3ページの* 3）と同様です。

3 猶予期間

納税の猶予を受けることができる期間は、1年(*)の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く国税を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、納税の猶予を受けた国税について、申請者の財産や収支の状況に応じて、猶予期間中に分割して納付する方法によることを、税務署長が定めることがあります。

* 納税の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に所轄の税務署に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

4 申請のための書類

納税の猶予の申請をする場合は、次の書類を所轄の税務署に提出してください。

(1) 猶予の審査のために必要となる書類

猶予を受けようとする金額（*1）が <u>100万円以下</u> の場合	猶予を受けようとする金額（*1）が <u>100万円を超える</u> 場合
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「納税の猶予申請書」 （書き方は、29～32ページ） ○ 災害等により納付困難となった場合の納税の猶予の申請をする場合には、猶予該当事実があることを証する書類(*2、3) ○ 「財産収支状況書」(*2) （書き方は、10～15ページ） ○ 納税の告知がされていない源泉徴収等による国税の猶予を申請する場合には、「所得税徴収高計算書」 ○ 登録免許税の猶予を申請する場合には、登録等の事実を明らかにする書類 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「納税の猶予申請書」 （書き方は、29～32ページ） ○ 災害等により納付困難となった場合の納税の猶予の申請をする場合には、猶予該当事実があることを証する書類(*2、3) ○ 「財産目録」(*2) （書き方は、16～20ページ） ○ 「収支の明細書」(*2) （書き方は、21～26ページ） ○ 納税の告知がされていない源泉徴収等による国税の猶予を申請する場合には、「所得税徴収高計算書」 ○ 登録免許税の猶予を申請する場合には、登録等の事実を明らかにする書類

*1 未確定の延滞税は含みません。

*2 災害、病気等により納付困難となった場合（⇒27ページの1の①のイ、ロ又はホ（イ又はロに類する事実に限ります。）に該当する場合）の納税の猶予の申請をするに際して、これらの添付書類の提出を困難とする事情があるときには、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

*3 猶予該当事実があることを証する書類には、例えば次のようなものがあります。詳しくは、所轄の税務署（徴収担当）にお尋ねください。

- ① 災害又は盗難のときは、罹災証明書、盗難の被害届の写しなど
- ② 病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書など
- ③ 事業の廃止又は休止のときは、廃業届など
- ④ 事業について著しい損失を受けたときは、調査期間と基準期間のそれぞれの期間の仮決算書など

(2) 担保の提供に関する書類

担保の提供に関する書類については、換価の猶予の申請の場合（⇒4ページ）と同様です。

5 申請等の審査などの手続

Ⅰ 換価の猶予の「4 提出された申請書等の審査」から「7 猶予の取消し又は猶予期間の短縮」まで（⇒4～6ページ）の手続については、納税の猶予の申請があった場合にも同様となります。